

近代の堺大濱における海浜リゾートの形成過程

村上 理昭¹・山口 敬太²・川崎 雅史³

¹非会員 日本設計 国際プロジェクト群 都市デザイングループ
(〒163-1329 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー29階)
E-mail: murakami-ma@nihonsekkei.co.jp

²正会員 京都大学大学院助教 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1)
E-mail: yamaguchi.keitai.8m@kyoto-u.ac.jp

³正会員 京都大学大学院教授 工学研究科 (〒615-8540 京都市西京区京都大学桂C1)
E-mail: kawasaki.masashi.7s@kyoto-u.ac.jp

堺大濱では、明治半ば以降、堺市や阪堺電気軌道株式会社によって公園地経営が進められた。本研究では堺市会決議録・会議録や行政資料、大阪毎日新聞堺周報等の資料をもとに、堺市大濱公園における管理と経営の変遷と、作り出された海浜リゾート空間の形成過程を明らかにした。具体的には、堺市による官有地を借り受けての料理屋・茶店営業を主とした遊園地経営、内国勸業博覧会を契機とする水族館と西洋式広場の整備、堺市の財源不足や鉄道会社間の競合関係を背景とした阪堺電気軌道の公園経営への参画と公会堂や潮湯などの文化・娯楽施設の整備、市と阪堺電気軌道の考えの相違による契約解消、といった公園地経営の経緯を明らかにし、海浜リゾートとしての空間形成の実態を明らかにした。

Key Words : waterfront development, park management, urban history, landscape design

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

本研究は、堺市および阪堺電気軌道株式会社による堺大濱（大濱公園）の施設整備をともなう公園地の管理・経営の経緯と、それによって作り出された海浜リゾートの形成過程を明らかにするものである。

平成 15 年の地方自治法改正に伴う公園の指定管理者制度の導入以来、公園の管理運営において民間事業者の参画やまちづくりとの連携が進められている。歴史的には明治期の東京において、公園経営の財源獲得の手段としての公園貸地が行われており、たとえば浅草公園では東京府が遊園地を経営し、入園料を徴収する代わりに公園附属地を設け、その地代等を収入として公園費の財源に充てていた¹⁾。また、大阪では明治 22 年（1889）1 月に発令された内務省令「各府県下公共財産管理方」にもとづき、大阪府は天王寺・濱寺・住吉の三公園を市郡連帯の、大濱公園を堺市のそれぞれ特別経済とし、公園の維持管理費は公園の借地料、枯損木の売却代金等の収入を充てていた²⁾ことが知られる。これらの公園は知事の管理下の公共財産として位置づけられていた。

明治 21 年（1888）4 月の「市制町村制」の施行以降、

公園は府県の管理を原則としながらも、市町村が管理を行い、府県は訓令によってこれを管理した³⁾。明治期には市が公園附属地を一般民間に貸し付け、あるいはこれを売却して公園の維持管理や改良新設の費用に充当する動きが認められる。たとえば、大阪市では市会が土地策策として天王寺公園の柵外地を興業場として貸し付けることを議決（1910 年）し、柵外地を公園地に編入、その収入を公園財源に充てた⁴⁾⁵⁾。同じく大阪府下の箕面公園では、鉄道会社による積極的な公園経営がみられた。丸山によると、箕面公園は箕面有馬電鉄の開設（1910 年箕面駅開業）を契機として本格的整備が進められ、同社が園内に動物園を開園し（1910 年）、舞楽堂、茶店酒店を設け、ベンチを備え付けて、行楽客の誘致に努めた⁶⁾。一方、堺大濱では明治半ば以降、堺市による積極的な公園経営と、鉄道会社による公園経営への参画が認められる。このような明治から大正にかけての市町村や、鉄道会社などの民間会社による公園経営の実態については明らかにされていない点が多い。特に、土地の管理と利用に関わる関係主体間の利害の一致・不一致と空間利用の関係を明らかにすることは重要な研究課題である。

また、太政官布達（1873 年）以降の明治大正期の東京

の公園においては、徐々に公共利用が優先され、盛り場の空間利用からの脱却、すなわち料亭や茶屋などを排除する公園地の整理が進められ、一方で公園の欧化が進められた¹⁾。明治大正期の堺大濱では、未だ近世的盛り場の性格を受け継ぎながら、西洋の影響色濃い近代的海浜リゾートとしての開発がなされており、個性豊かな公園利用のあり方を伺い知ることができる。こうした公園制度黎明期における公園利用のあり方を検証し、近代的ウォーターフロントとしての海浜地の歴史性を再評価することは、今後の公園ならびに公共空間のあり方を再考する上でも意義があるものと考えらる。

以上をふまえ本研究では、堺大濱（大濱公園）を対象として、公園地の管理・経営の経緯、施設整備の実態を明らかにしながら、時代性と地域色が色濃くあらわれた近代的海浜リゾートの形成過程を解明することを試みる。

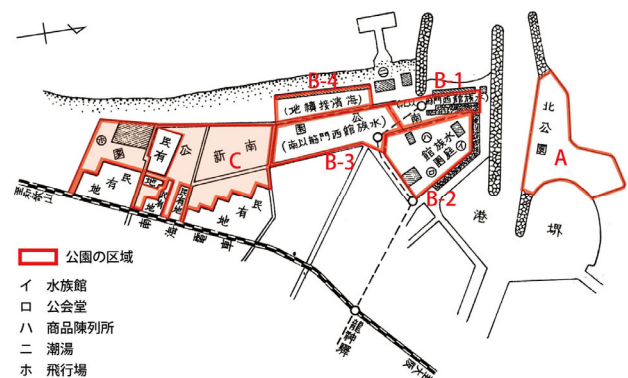
(2) 大濱公園の概要と研究の位置づけ

大濱公園の沿革とその整備については、『堺市案内記⁷⁾』（1928）や『堺市史 第三巻⁹⁾』（1930）、『堺市史 第七巻 別編⁹⁾』（1931）、『南海鐵道發達史¹⁰⁾』（1938）などに記述がある。これらをもとに大濱公園の整備と経営の変遷を年表に示す（表-1）。

堺市が官有地を借り受け、遊園地として経営を開始したのは明治 29 年（1896）であり、大濱一帯が繁盛したのはこれ以降であるとされる¹¹⁾。その後、堺市繁栄策の中心として堺港の周辺の海浜地に公園施設群が集中的に整備された。第五回内国勸業博覧会（以下、内国博）を

機に水族館が開館し（1903 年）、明治 44 年（1911）には堺市と阪堺電気軌道株式会社（以下、阪堺電車）が契約を締結して公園施設の充実を図り、阪堺電車が公会堂、潮湯、海水浴場の整備を進めた。

大濱公園は、南、北、南新の三公園からなり、その名は総称である（図-1）。南公園は、水族館と同庭園を含む文化施設区域であり、公園の主要部である。昭和 2 年（1927）時点で、休養施設として茶店・掛茶屋 35 軒、旅館・料理店 18 軒が存在した¹²⁾。明治末から昭和初期にかけて興隆した大濱の公園施設や官有地の料亭群も、室戸台風（1934 年）による被害と太平洋戦争、戦後の臨海工業地帯造成により衰頹した。



(A : 北公園, B-1~4 : 南公園, C : 南新公園)

図-1 大濱公園の概要図（『堺市史 第七巻 別編⁹⁾』（1931）所収の公園区域見取図を基に筆者作成）

表-1 大濱公園年表^{7),9),10)}

年号	西暦	主な出来事（括弧内の英数字は図-1 の区域に対応）
明治 12 年 7 月	1879	堺県が陸軍省の砲台跡を借り受け公園設置 北公園 (A) (7,565 坪, 官有地), 南公園 (B-1) (水族館庭園西門筋以北, 13,350 坪, 官有地)
23 年 1 月	1890	大濱公園を堺市に移管 (A), (B-1)
27 年 2 月	1894	陸軍省所轄砲台地の 15 年間の無料使用許可承諾 (B-2) (第五回勸業博覧会附属水族館敷地に利用) **
29 年 4 月	1896	堺市が官有浜地 (大濱通四丁, 吾妻橋通四丁の 15,760 余坪) の使用許可を得て遊園地を開園*
35 年 10 月	1902	南附洲新田官有地 6,320 余坪を編入, 公園拡張* (B-3) (南公園, 水族館庭園西門筋以南)
36 年 3-7 月	1903	第五回内国勸業博覧会を開催 (水族館の開設) *
39 年 10 月	1906	水族館庭園に堺商品陳列所を開設*
41 年 3 月	1908	堺市が砲台敷地 15,760 余坪の払い下げを受ける (B-2) (A の一部) *
41 年 10 月	1908	大濱南公園以南の官有地 (南附洲新田, 砂礫土の荒廃地) 25,900 余坪を公園に編入 (C) (南新公園) *
45 年 2 月	1912	堺市と阪堺電気軌道が公園地借入契約を締結
45 年 7 月	1912	海岸官有地に大濱海楼棧橋が竣成 (1920 年使用終了)
45 年 6 月	1912	水族館庭園に大濱公会堂を開設 (阪堺電軌)
大正 2 年 1 月	1913	海岸官有地に大濱潮湯を開設 (阪堺電軌)
3 年 4 月	1914	貝人形観覧のための龍宮殿を開設 (阪堺電軌)
13 年 10 月	1924	大濱少女歌劇を開催 (1928 年劇場建設)
13-14 年	1924	大濱海岸通官有浜地 (1,887 坪) のうち公園地接続地を公園地として拡張 (B-4) (南公園 海濱地接続地) **, 大正 14 年に大阪府より許可承認
昭和 9 年 10 月	1934	室戸台風による大水害

(*: 『堺市史』 (1930), **: 『堺市案内記』 (1928), 注なし: 『南海鐵道發達史』 (1938) による.)

近代における公園経営については、上述した市史や社史によってその概要が明らかにされている。これらは基礎資料として非常に有用であり、本研究の基礎ともなるが、市会や鉄道会社などの事業主体の意図をふまえた公園経営の詳細について明らかにするものではない。これらのほか、大阪近郊における鉄道会社による沿線の遊覧地開発については鈴木^{12,13}や貝澤¹⁴らが論じている。また、橋爪も大阪とその周辺の海浜地のアーバンリゾートとしての発展を論じている¹⁵。

これに対し本研究では、主な資料として堺市に市制が敷かれた明治 22 年 (1889) 以降の堺市会決議録及び会議録、ならびに明治 34 年 (1901) 以降の大阪毎日新聞附録堺周報を用いて、公園事業主体の経営の意図、公園整備をめぐる経緯の詳細を明らかにする。また、図面や絵図、絵葉書や古写真などを補足的に用いる。

2. 大濱公園の開設

(1) 大濱公園の開設と堺市への移管

堺大濱は古来より有名な景勝地であった。廃藩置県により砲台の守備兵が引き払われた後、明治 6 年 (1873) 頃より葦簀張りの掛茶屋が設けられ、遊覧者の足をひいた¹⁶。旧堺県は、明治 12 年 (1879) 4 月に公園設置の稟請を行い、同年 7 月、陸軍省より大濱砲台敷地 (20,915 坪余) を海防上必要のある時は除去する約束で無料使用の許可を得て、二千元を投じて公園を創設した¹⁷ (図-1 の A 及び B-2 の一部)。その翌年には茅海楼が新築され、次いで料理屋や旅館などが多く建てられた¹⁸ (図-2¹⁸、写真-1¹⁹)。

一方、堺の繁栄を支えてきた堺港は、宝永元年 (1704) の大和川水路付け替えに伴い、土砂の流出によって機能が衰退していた。堺市は波止の新築 (明治 10 年 3 月竣工) や燈台の新設 (同年 7 月完成) などの港湾の近代化を目指したが、抜本的改良は進んでいなかった。

大阪府の管理となった大濱公園は、堺に市制が施行された翌年の明治 23 年 (1890) 1 月 1 日より堺市の所管に移されることとなった。これに先立ち堺市は、堺市会議員村上貞蔵を中心として、大阪府に堺公園地の所管を市に移すよう要望していた。明治 22 年 (1889) 10 月に堺市会議長北田豊三郎より大阪府知事西村捨三宛てに意見書²⁰が提出された。文案起草は村上を含む 3 名による。以下はその抜粋である。

意見書

(堺公園地は) 愈繁盛ノ観ヲ呈セリ然リト雖モ本市ノ繁栄ヲ謀ルニハ該公園地ニ一層ノ風致ヲ加フルニ如カザルナリ

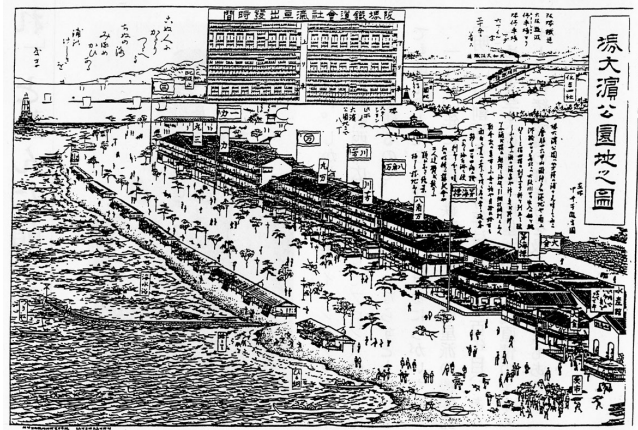


図-2 堺大濱公園地之図¹⁸ (図-1 の B-1, 海岸の料亭群) (明治 25 (1892) 年, 中井芳瀧図)



写真-1 大濱通りの景観¹⁹ (大正頃, 図-1 の B-1)

(…) 愈同公園地ヲシテ美観ヲラシメント欲スト雖モ公園地ニ対シテ既ニ規定ノ在ル有ツテ擅ニ手ヲ下スヲ得ズ事ニ臨ミテ悉ク本府ノ許可ヲ得ルガ如キ情状ニテハ自治ノ精神ニアラズト思惟ズレバ向後該公園地ノ処理ハ本市ノ管理ニ相成候様至急御詮議有之度此段意見書奉呈候也

(『明治 22 年堺市会決議録』より一部抜粋, 筆者下線)

堺市側の主張が述べられた本意見書によると、市会は堺市の繁栄を図るにあたり、公園地における風致、美観の向上を進めたいものの、そのたびに大阪府の許可を得なければならないのは「自治ノ精神」に背くことだとし、公園の市への移管を主張した。同月に、同じく村上含む 3 名より公園の市への移管を要望する建議案が提出され、堺市会議長より府知事宛てに提出された。

建議案

堺市会ノ議決ニ予リ知事閣下ニ建議スル要領ハ本市所属ニ関スル官有地総坪数 4 万 4903 坪 4 合 4 勺ハ (…) 本市密着ノ関係ヲ有シ百般ノ事業ニ連帯スルノ土地ニシテ從來本市人民ニ於テ該地ノ内 1 万 8099 坪 1 合 1 勺拝借シ此使用料 59 円 16 銭 5 厘ヲ官ニ上納シ建家或ハ植園物置場等ニ使用シ其

修繕費ノ如キハ本市ノ負擔ニ屬シ支辯致シ来レリ抑モ從來ノ慣行ニ依リ該官有地使用料ハ官店ニ徴収セラレタルモ該地修繕費ハ本市ニ於テ負擔スル上ハ右使用料ヲ收入スルハ自然ノ理ニシテ其權衡甚ダ宜シキヲ得ザルモノトス (…)
負擔ト使用料ノ点ニ至リテハ毫モ異ナル所ナキヲ以テ其使用料ハ将来本市ノ歳入ニ編入セラレンコトヲ望ム且ツ前段陳ル如ク本市所属タル官有地ヲシテ管理ノ權附与セラレンコトヲ請求ス右中央政府ニ於テ許容セラルベキ様知事閣下ヨリ稟請アランコトヲ奉希望候也

(『明治22年堺市会決議録』より一部抜粋、筆者下線)

(注: 漢数字を英数字に改めた。以下同様)

堺市会は、これまで堺市が公園の修繕費を負担するのみで、使用料は国に納められていたことを問題とし、使用料を堺市の歳入に入れること、堺市に公園の管理の権限を付与するように、大阪府から中央政府に稟請することを求めた。この背景には、明治21年(1889)7月の内務省訓令(第17号)において、地方税又は区長村費の支弁による堤塘使用料や道路並木敷貸渡料などが、地方税または区長村費に編入すべきことが定められたことがあった²⁴⁾。堺市会の議員らは、堺市に属する官有地についても同様の解釈が可能であると考えたのであった。内務省が、市町村管理の公園の取り扱いについて、使用料徴収、営造物規則、使用料細則等を定めるように指示したのは明治24年5月の内務省訓令(第464号)による。堺市の対応はそれに先駆けたものであった。

折しも明治22年(1890)12月、大阪府会において天王寺、住吉、濱寺等の公園とあわせて公園地処分が議決された²⁵⁾。それにともない堺市は「公園貸地規則²⁶⁾」を定めた²⁷⁾。本規則は全12条からなるが、貸地利用の原則として「公園ハ衆庶偕楽ノ場所ナルヲ以テ建築ハ可成清潔ヲ要シ風景ヲ不損様注意スベシ」(第二條)と定めた上で、建築物の新設・増設においては事前届出審査を行う事とし、樹木の伐採禁止や園内の掃除の徹底により風景を毀損しないことを目的としていた。貸与の決定は市長が行い、出願者は目的や位置、建築の図面などを提出する必要があった。公園地使用料は一坪一ヶ月あたり1銭(吾妻橋通四丁)及び1銭5厘(大濱通四丁)に定められた。

『堺市会決議録』によると、これらの公園貸地料を収入として、堺市は公園内の街灯の建設修繕、樹木の植樹育成、道路の修理、便所や腰掛、道標の新設等に支出している。また、明治25年(1893)5月25日に堺市会は海浜地である大濱公園地が「暴風激浪ノ際潮水騰浸シ為ニ園内ノ家屋又ハ樹木及街路等ヲ損スルノ憂歟カラス故ニ之レカ禍害ヲ豫防セン為メ」に、波除堤を新設することとして予算案を提出し、議決された。この予算362円

余は、当該年度の貸地代等の収入に加えて、蓄積した「公園保存金」を充てるとしている²⁸⁾。

(2) 堺大濱公園の拡張と遊園地の開設

堺市は明治29年(1896)に陸軍省の所属であった旧砲台敷地を借り入れ、市の遊園地として開園させた²⁹⁾(図-3³⁰⁾、図-1のA及びB-2の一部)。この公園拡張の発端が明治24年(1891)5月8日の市会において川崎篤三郎市議³¹⁾が提出した陸軍省管轄地払下げ願に関する建議³²⁾である。以下はその抜粋である。

最年堺県ナルモノヲ廢セラレタル以来諸在ヨリ本市ヘ入り込ム者ノ数頗ニ減却シ去リ年一年衰頽ヲ醸シ本市商人及数万ノ勞力者ハ大イニ營業ニ苦慮シツツアル (…)
此儘ニシテ年ヲ経ルニ於テハ本市ハ日ニ月ニ家屋ヲ解売ヒ終ニ寂寞タル一寒村トナルヤ知ルベカラズ (…)
此衰頽ノ幾分ヲ挽回センガ為メ (…)
陸軍省管轄地ヲ本市ヘ払下ゲテ請イ之レヲ本市ノ一大遊園地トシ諸国ノ人ノ来集ト商品ノ輻輳トヲ謀リ大イニ本市商工業者及勞力者ニ利便ヲ与エ漸次本市ニ繁盛ヲ添エ昔日ノ堺ニ耻ヂザル様ヲ為サンコトヲ望ム依テ此主旨ヲ以テ其筋ヘ該地払下ゲテ請願セントス

(明治24年5月8日建議、同12日議決、筆者下線)

この建議案によれば、遊園地整備の必要性は、堺県廃止(1881年)以降の、堺市への来訪者の減少による商人や労働者の経済上の苦心や、堺市の衰退への危惧から生じていることが分かる。この衰頽からの挽回を目的とし、来訪者増による繁栄策として、遊園地整備が企図された。ここでいう「遊園地」とは単なる娯楽空間ではなく、人々の来集と商品の輻輳を促す公共施設空間であり、その後に堺市が大濱に商品陳列所や公会堂を設けたことから分かるように、商業とも密接に関わる都市的活動の拠点が想定されていた。

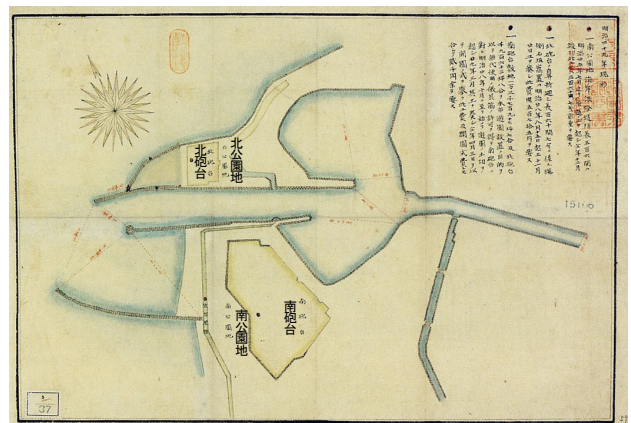


図-3 明治29年における旧砲台地および公園地(「堺港変遷絵図甲其三³⁰⁾」, 明治29年「現形」に筆者加筆)

『堺市史』によると、明治26年(1893)7月、堺市会は旧砲台敷地大濱通四丁および吾妻橋通四丁をあわせて15,760余坪の土地を遊園地として整備することを議決し、内務省・陸軍省に使用稟請し、翌年7月に官有地使用の認可を受けたとある。市会からは鳥井駒吉を委員長とする土木委員らによって、明治29年2月竣工、4月に開園式が行われた²⁹。

その設計にあたり、堺市会はまず明治28年度予算に「遊園新設費」を計上し、5名の調査委員を設けて設計案を提出させた。明治28年2月の村上貞蔵による予算案の議会報告では、3,000円程度の額では完全な設計は出来ず、むしろ1,500円程度であり手を加えない方針がよいと説明し、この報告通りに議決された³⁰。その設計方針は以下の様に説明されている。

此遊園タルヤ仙裁メキテハ衆人ノ歡ヲ迎フル事能ハザルニ依リ彼ノ広場ニハ却テ樹木吾妻家等ノ在ラザル方宜シカルベシト認メタリ (….) 広場ハ先ズ彼儘ト為シ置キ将来大懇親会杯ノアリタルトキ彼儘使ハレ様ニ為シ置ク方却テ宜シカルベシ (村上貞蔵堺市会議員の説明)

(『明治28年大阪府堺市会決議録第一』
(明治28年2月19日提出), 筆者下線)

本遊園地の開園を迎える前月の明治29年(1896)3月9日には、堺市は「公園貸地規則」(1889年12月制定)の改正を行った³¹。同じく「園地取締規則」が議決された³²。ここでは、園内風致を維持するなどの基本原則は変えず、建築物が不潔もしくは風致を損ずると認められたときにはその建築物の修繕改築もしくは取払を命ずることができる条項を加えた。貸地の用途については、場所によっては営業以外にも借地を許すなど、その規則には曖昧さもみられる。この時点では料亭や旅館などの営業のほか、別荘地の存続をも認める余地を残したままであった。これは別荘地への貸地代を見込んでのことであると考えられる。遊園地の開園後に堺市会は「公園貸地規則中改正之件」(明治30年、議案第18号)を議決し³³、貸地代金を従来から倍増するとともに、一年未満の臨時貸地についてはさらに倍増することを決定した。ただし、この時点での堺市の公園地経営は、官有地の使用許可を受けての経営であり、堺市がみずから土地を所有していたわけではなかった。

なお、この頃の大濱公園の様子が富本長洲「大浜ノ公園地ニ遊フ記」(1900)に書かれている。これによると、「眺望の絶佳と。市街に接近するを以て。近年遊客の此に到るもの甚だ多し(…)酒樓軒を拜ふ。其築造の如きは。三四層の高樓を建て客を侍せり。因て四時日夜絃歌謳聲絶ゆるなし(…)又鮮魚の美より潮浴の快盡く客

に適せざるはなし。故に病客の此に留連養生するもの頗る多し³⁴」とあり、市民の群遊の名所であるとともに療養地ともなっていた様子が読み取れる。

3. 第五回内国勸業博覧会前後の堺市繁栄策

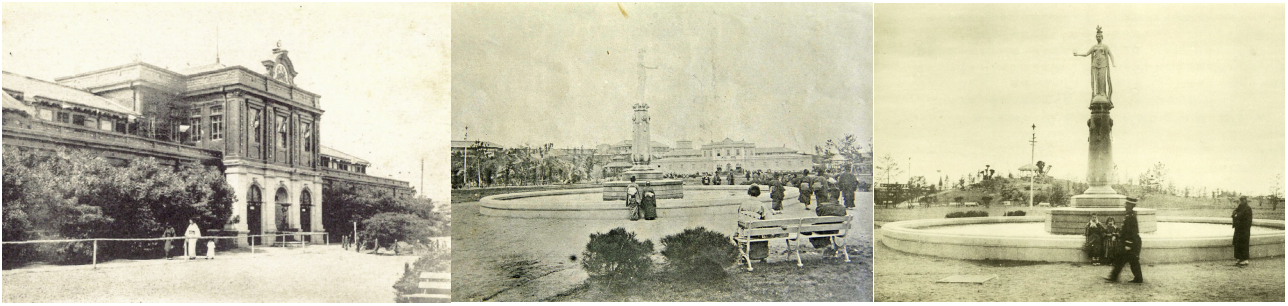
(1) 内国勸業博覧会にともなう公園整備

内国勸業博覧会(以下、内国博)は、日本の近代化を進める上で大きな役割を果たした国家的イベントである。第五回内国博が大阪天王寺を主会場、堺大濱を水族館会場として明治36年(1903)3月から7月を会期として開催され、これを契機に施設整備が進められた。

この開催には堺商業会議所による積極的な誘致活動があり、大阪市と堺市は、堺市大濱が大阪に接近し交通便利にして、「海岸に瀕したる名勝地」であることをもって水族館の適地だと府知事に稟請した。市会は誘致と引きかえに、水族館とその周辺の施設及び敷地の地均し、植樹、道路敷設等の整備を堺市が行うとして、整備費用(農商務省への寄附)として二万円を上限として準備した³⁵。堺市は内国博を契機とする大濱公園のさらなる発展を企図したのである。

一方、内国博の開設地のうち、水族館を堺市に開設するという大阪市の決議を受けた際に、堺市会は陸軍省所轄南北両旧砲台地を水族館建設用地として使用する目的で、市への無代償払い下げを請願する建議を可決させた³⁶。このとき5名の臨時委員がその筋に稟請したが「詮議ニ及ヒ難キ旨ノ指令」を受け、払い下げは実現しなかった³⁷。

明治29年(1896)の遊園地開園後の同33年12月7日、砲台跡地にあった遊園地を内国博附属水族館の敷地として使用することが決定した(図-1のB-2)。これにともない公園拡張の必要が唱えられ、同35年10月10日、南附洲新田官有地6,320余坪を公園地に編入した³⁸(図-1のB-3)。この経緯であるが、堺市会はまず明治34年(1901)9月14日、その拡張の稟請を府知事に対して行う議案「公園地拡張並ニ知事へ稟請ノ件」を提出した。すなわち、堺市会は水族館を設営するにあたり、「在来ノ公園ハ益狭溢ヲ告ケ到底其目的ヲ達スルヲ得サル³⁹」という理由で南附洲新田官有浜地を拡張するものと決し、無代下渡の儀を大阪府に出願し、明治35年(1902)6月14日付で認可を受けるに至った⁴⁰。ただし、この認可にあたって大阪府からいくつかの命令が下された⁴¹。それは、公園の設備やその変更をなす時は大阪府知事の認可を受ける(第一條)ということに始まり、「第三者ニ公園地ノ使用ヲ許可セントスル時ハ大阪府知事ノ認可ヲ受クルニアラザレバ処置スルコトヲ得ズ其使用地ニ建物ヲ



(左：絵葉書資料館所蔵，中：『第五回博覧会紀年写真帖』(1903)，右：『第五回内国勸業博覧会事務報告 下巻』(1904))

写真-2 水族館および水族館庭園の写真

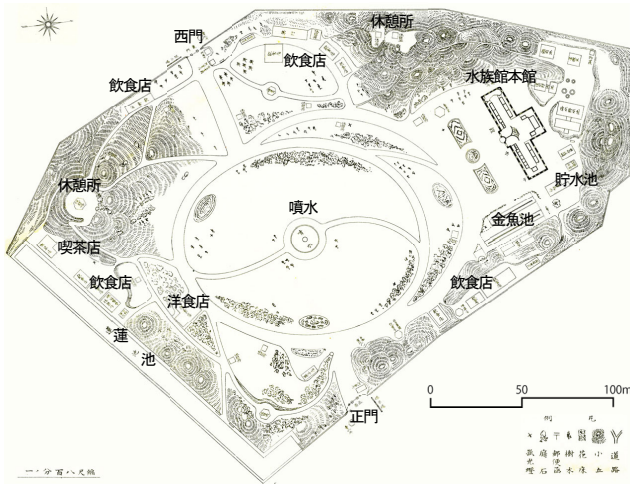


図-4 水族館建物配置及庭園図（『第五回内国勸業博覧会事務報告 下巻』(1904)，施設名及び縮尺は筆者加筆）

為シ又ハ其建物ノ変更ヲ許可セムトスルトキ亦同ジ（第二條）」など、公園管理に関する大阪府知事の権限を確保しようとするものであった³⁹⁾。

南公園（図-1のB）の整備に関して、内国博の開催に合わせて堺市は水族館庭園の設計を福羽逸人³⁹⁾に依頼した。水族館庭園は当初、日本風庭園として設計が行われていたが、海岸附近に池を設けることや完全な日本庭園には多額の費用を要することから、「仏蘭西式」の庭園とすることに方針を変更した³⁹⁾。庭園中央に龍女神像の噴水（東京美術学校教授竹内久一製作）を設置して、庭園の中心性を強調し（写真-2³⁰⁾,³⁹⁾、図-4³⁰⁾）、芝草は園内の在来のものを利用し、樹木は近隣から運搬し居て植樹した。

内国博閉会後の水族館は、市が払い下げを稟請して許可を得、明治36年（1903）7月に買額金3,500円を以て払い下げを受けた。この売買にあたり「堺市ハ買受ケタル時ヨリ五ヶ年以内ニ於テハ水族館ノ目的ヲ変更スルコトヲ得サルモノトス」という契約を結ぶ必要があった³⁹⁾。同館は市の営造物として市参事会の管理に属する事になり、堺水族館と改称し8月より開館した。堺市は水族館の経営維持を図るとともに、それを拠点として、大濱公園のさらなる発展を目指した。

なお、内国博開催以前の明治35年（1902）には、堺市の公会堂を大濱に建設するという構想が認められる⁴⁰⁾。市会と商業会議所は協力して、商品陳列所を改造した西洋式公会堂の設計案を作成し、費用負担を市会と商業会議所で平等とすることに決した⁴¹⁾。しかし市としては小学校や高等女学校等の改築や道路修繕に費用を要したため、その実現はみず⁴²⁾、明治45年（1912）の阪堺電車による公会堂建設まで待つこととなった。

(2) 都市繁栄策としての公園改良

堺市は大濱公園の改良をどのように位置づけていたのだろうか。それを知るために、大濱公園拡張期である明治29年から9年間（1896-1905）堺市長を務め、大阪で内国博を開催するよう働きかけた人物でもある大西五一郎と、大西の後任で明治39年から4年間（1906-1910）堺市長を務めた宮本通義が共同著作で執筆した『堺市繁栄政策』（1905）を取り上げ、大濱における公園改良の趣旨と期待を把握する。大西と宮本は堺市百年の繁栄の方針について、商工業の重要性を論じた上で、その娯楽地としての性格を強調し、「抑々堺市の名の世に公園と共に識られ、内外人の市内に来往する者此公園をして始めて其繁華の傾勢を成せるものと云ふも敢て溢言にあらず」と、都市の情勢やイメージを示すものとして公園を重要視していた⁴³⁾。なかでも大濱公園整備は「正に大に堺市現下の要務」であり、その公園改良は市の今後の重要な繁栄政策であると明言していた。この背景として、住吉公園や濱寺公園において、公園改良による旅客の増加が商業に大きな影響を与えていることが述べられている。商工都市としての発展、物資の集散地としての地位回復を目指す堺市において、公園は集客施設として位置づけられたのである。

大濱公園の改良上の課題としては、拡張後の南新公園の不備、水族館の活用や海水浴場の整備などが挙げられ、これらの事業については「苟も堺市全体の盛衰又は消長休戚にも相関するものなれば須らく慎重審議所謂十年計画を立て、成るべく諸種の設計に回慮し、成るべく甚大の規模を抱持して誠意調査を遂げさるへからず、是れ堺

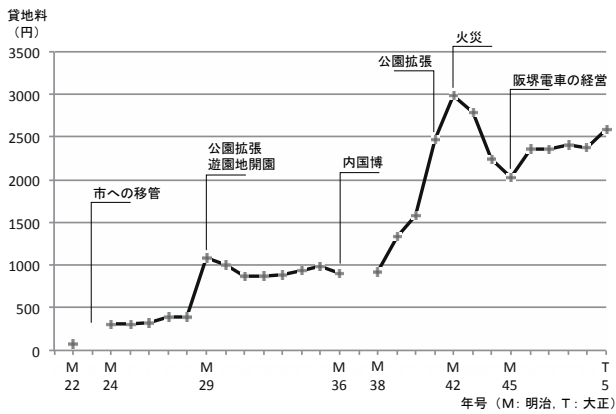


図-5 公園貸地料(予算)の変遷
(『堺市会決議録(会議録)』をもとに筆者作成)

市繁栄策の一主要科目なれば也⁴⁴⁾と述べている。すなわち、大濱公園には堺市全体の盛衰を左右するほどの重要な役割が与えられており、大規模な開発と公園設計上の質の確保が訴えられたのである。

(3) 内国勧業博覧会後の公園経営

大濱における公園地経営の実態はいかなるものであったか。堺市が得た貸地料の変遷を『堺市会決議録』及び同会議録をもとに示す(図-5)。明治29年(1896)の遊園地開設により、堺市の公園貸地収入は倍増し、その後ほぼ一定で推移している。明治41年(1908)の公園拡張によりさらに倍増するなど、堺市の取り組みにともない貸地料収入は増加していた。

内国博の会期終了直後、市は水族館を市営で経営することとなったが、水族館の入場者が大きく減少していた。「水族館として年々開催するも観覧者は極めて少なく収支償はざるの感ある」とも報じられている⁴⁵⁾。堺市は水族館誘致の際に、農商務省と会期終了後5年間維持するという条件を受け入れて契約を行っていたため⁴⁶⁾、その維持の義務があり、大濱公園全体とともに新たな経営策を講じる必要に迫られていた。

また、大濱公園の南方の濱寺公園と客を奪い合う状況にあったことも、その経営を妨げた要因であった。濱寺公園は明治30年(1897)より南海鉄道が経営にあたり、料理旅館や茶店が繁盛し、海水浴場は夏期に人を集めていた。一方堺市は、明治38年(1905)の夏、大濱公園に施設を欠けば夏期の誘客が濱寺公園に奪われ、「これがために全市の繁栄を害するに至るは決して忍ぶべからざる次第である」と報じられる様であり、市理事者は市営海水浴場の設置に尽力した⁴⁷⁾。

こうした状況下で、堺市は濱寺公園に対抗して大濱公園のさらなる施設拡充を計った。すなわち、堺市は「公園の設備如何によりては市の盛衰にも関係すること」と

して⁴⁸⁾、明治39年(1906)10月、公園の拡張と、それまで門などで公園と隔たりのあった水族館庭園と周囲の公園地とを一体化する整備計画を立てた(図-1のB)。予算は2万5千円から3万円を見込み、本設計については造園の大家、小澤圭次郎に嘱託することとした⁴⁹⁾。小澤は同年12月に実地調査を行い、帰京後設計案を作成した。その案は、水族館を保存した上で、蓮池を拡張し池上に橋梁を架設、園内には通路のほかにも多くの休憩所を設けるといったものと報じられている⁵⁰⁾。また、堺市は明治39年10月に新たに庭園内に堺商品陳列所を設け、市会は翌年4月より堺水族館庭園を一般に無料開放することを議決した⁵¹⁾。同日の市会に提出された「堺水族館敷地無代下附稟請之件」(議案第九十二号)では、水族館敷地を「本市大濱南公園ノ拡張ニ充当ノ為本市へ無代下附ノ儀其筋へ稟請スル」とあるが、実際に水族館敷地の堺市への払い下げ交渉は進展し、明治40年(1907)10月の市会において払下稟請を決議、翌年3月に15,760余坪を、52,219円余にて払い下げを受けた⁵²⁾。ここにおいて水族館とその庭園の敷地はともに堺市の所有となった。

さらに堺市会は、明治40年3月に水族館以南の荒蕪地(図-1のC)を公園に編入し、公園と市街宅地にする案を議決した。堺市は大阪府に対して南新公園の拡張を願い出て、翌年にその認可を受けるに至った⁵³⁾。堺市は本公園拡張によって、低廉の価格で希望者に貸下げし、同所に別荘住宅などの建築を許すことを目論んだ。実際、明治41年(1908)7月には北大濱において「数年前より弗々別荘を建設するものありしがこれがため昨今は同地付近の地所は著しく暴騰し一坪の借地権売買三十円内外を唱へ居るよしなり」と報じられており⁵⁴⁾、公園内の別荘地化が進んでいた様子が伺える。

この明治41年10月に拡張した南新公園(南附洲新田官有地25,900余坪、図-1のC)において、堺市は使用者が多額の費用を投じて沼地や低地に土盛り地上げを行って住宅の建築を行うことを許し、住宅の使用料を徴収していた。本稿では詳述しないが、後に公園地の個人的利用が問題視され、昭和7年(1932)には個人家屋を南新公園に移し、個人に払い下げられることとなった⁵⁵⁾。

この南新公園の拡張によって公園の設計条件が変更となり、それにともない小澤圭次郎の設計案が「無効」となったことが報じられている⁵⁶⁾。その後新たに今中信義に設計を嘱託することとなった⁵⁷⁾が、実際の設計が今中によるものかどうかは確認できていない。

(4) 火災を契機とする公園管理規則の変更

大濱公園の改良の企画途上であった明治42年(1909)3月28日、大濱海岸通の川芳楼⁵⁸⁾を火元とする火災が発

生した⁵⁷⁾ (図-1 の B-1) . これにより濱寺に遊客が流れるなど、大濱公園の経営に与えた打撃はきわめて大きかった⁵⁸⁾ . 大濱の料亭の繁栄は、4、5 年前とは異なり、冬期における宴会等も濱寺で催されることが多くなり、「大濱は頗る閑散なる状態を示し」て、その夏も遊客極めて少なく濱寺の五分之一に過ぎなかったと報じられている⁵⁹⁾ . この火災により、貸地料収入も大きく減じることとなった (図-5) .

この火災の後に市理事者は、これら料亭の焼失地を引き上げ、公園の設計変更を行おうとしたが、市会はこの認めず、火元の川芳楼以外はすべて旧借主に貸与することとした⁶⁰⁾ . この旧借主こそ、市会の議員と関係が深かったものとする。しかし火災後、公園内の建物の高さや配置に関するいくつかの建築規制が設けられた。再建にあたっては、これまでの高楼建築は公園の風致を害する⁶¹⁾ ということ、警察と市参事会の双方とも二層以上の建築を許さない方針をとったが⁶²⁾、料亭による再三の嘆願と、大阪府建築条例が木造三階までを許していたことを考慮し、十分な防火設備をなしたものには三階を許すこととして市参事会において可決した⁶³⁾ .

さらには防災を考慮した建築配置に関する規則も同様に設けられた。海岸沿いの建築のその密度が火災の被害を増大させた一つの原因でもあったため、一力楼、川芳楼西洋館、丸三、丸萬の四楼は楼ごとに3間半 (約6.4m) の間隔を置いて貸与し、再建を認めることに決した⁶⁴⁾ .

4. 阪堺電気軌道株式会社による大濱公園の経営

(1) 大阪南部における鉄道敷設

明治 21 年 (1888) に南海鉄道の前身である阪堺鉄道会社 (阪堺電気軌道とは別会社) が難波-堺間の鉄道を開通させ、明治 36 年 (1903) に南海鉄道は難波-和歌山市間の営業運転を開始した。また、明治 30 年以降、南海鉄道は濱寺公園への乗客誘致に力を入れ、園遊場や食堂、公会堂を整備するなど積極的な公園経営を進めていた。これに対して阪堺電気軌道株式会社が参入するが、これらのインフラ整備が堺と堺周辺の農村を大阪の通勤圏に変え、住宅地としての発展を促した (図-6⁶⁵⁾) .

阪堺電車の路線となる恵美須町-濱寺の鉄道敷設特許が申請されたのが明治 40 年 (1907) 4 月であり、その後明治 42 年 (1909) 12 月に敷設認可を得て、翌 3 月に阪堺電気軌道株式会社が設立された。新線敷設の趣旨は、『阪堺百年』所収の原敬内務大臣宛の副申書にそれを読み取ることができる。以下、再掲する。

幾十万の市民は少閑を得れば、たちまち近郊に出て、新鮮



図-6 大正 12 年時点の大阪南部の都市化の様子 (『日本交通分県地図大阪府』, 路線・地名は筆者加筆)

な空気を呼吸し憂鬱を散ずる必要あり。天下茶屋、住吉、堺、濱寺の如きはその目的地として恰好の場所なり。これに加えて、近時、家賃の高騰により収入の少ない店員職工はもとより、官吏公吏に至るまで居を市外に求め、日々市内に通勤する者著しく増加せる⁶⁶⁾

すなわち、これら新線の敷設は、大阪市内の人口過密や煤煙等の環境悪化を背景に、郊外への慰楽客の増加、郊外住宅地としての発展と通勤客の増加という需要が見込まれてのことであった。

一方、阪堺電車に乗客を奪われることを危惧した南海鉄道は、この敷設出願に対し反対陳情を行うが、阪堺電車の敷設認可の阻止はかなわず⁶⁷⁾、明治 45 年 (1912) 4 月に恵美須町-濱寺、宿院-大濱水族館間が開通、同年 8 月に大濱水族館前-大濱海岸間が開通した⁶⁸⁾ .

(2) 阪堺電気軌道株式会社による公園経営参画の経緯

明治 43 年 (1910) 3 月に設立された阪堺電気軌道は、同年 10 月に、乗客誘引の目的で大濱公園に公園設備をなすための借入れ願書を堺市役所に提出した⁶⁹⁾ . この阪堺電車の願出に対して、南海鉄道も競って大濱公園の借入れ願書を提出した。しかし、堺市は阪堺電車に先願権あるものとして、南海鉄道会社の公園借入願書を却下した。この理由について、大阪毎日新聞堺週報は、これま

で南海鉄道が濱寺公園などで「堺市を無視」して開発を進めていたことの「怨念」「恨み」によるものと報じている⁹⁹。

同年 11 月には、堺市から大濱公園の借入の却下を受けた南海鉄道が、堺市に再度同公園の設計案を提示し出願申請した。また、堺市参事会員には南海鉄道の重役二名と大株主一名がいたことなどから政治的画策を図り、両社に設計案を提示させ、優れたものに貸与する方針をとることに決した⁷⁰。その後、公園の改良工事費は両会社からの寄附金で賄うこととし、堺市は出資しない方針が示されたが⁷¹、それでも阪堺電車と南海鉄道の両社とも互いに譲らなかった。斉藤研一堺市長は交渉をまとめるために、堺市の方で総額 6 万円の公園施設案を作成し、これに従って各 3 万円の分担で両社が協定するという方針を示した⁷²。これに対して南海は許可権をもっていないなかでの負担を拒絶し、阪堺電車が一旦 6 万円を支出し、借入許可を受けて南海が 3 万円を支出するということで交渉はまとまったが、結局南海は許可されず、阪堺電車が 6 万円を捻出して単独で事業を進めることで決まった⁷³。単独で六万円の投資をして大濱公園を経営するという意志決定は片岡直輝（阪堺電車初代社長）によるものである。片岡は明治から昭和初期にかけて関西経済を牽引した実業家であるが、斉藤研一（堺市長：1910.11-1912.12, 1917.6-1926.11）は、この経営判断の経緯を述懐し、片岡直輝をして堺市の発展繁栄を担った「堺市の大恩人」とであると評している⁷⁴。

阪堺電車の経営で話はまとまったが、大阪府が難色を示した。府は堺市が経営するという条件のもと大濱公園を下附したのであって、それを第三者である阪堺電車に権利を譲渡するのは違犯にあたるとした⁷⁵。一方、堺市も市の財政状況では市単独で経営することは到底できないとし、実質的には阪堺電車に経営を一任しつつも、市の直接事業として経営するということで許可を得た。

明治 44 年（1911）8 月、大濱公園の経営を阪堺電車に一任することに決まり、堺市は以下の命令を発した。1) 公園の経営は堺市の設計に基づき工事を加える、2) 設計変更の場合はあらかじめ堺市の認可を受ける必要がある、3) 公園地以外の設計に対しては堺市との協議を経た後に着手する、等である⁷⁶。すなわち、設備経営は市の方針に準拠すること、ならびに公会堂の建設、水族館の修繕等においては、設計を行った上で市の許可を受ける必要があるというものであった⁷⁷。同年 12 月、上記の条件を附して、堺市長と阪堺電車の間で契約を結んだ。なお、堺市は公園経営に対する協議機関として、堺市議員よりなる公園委員会を組織し、その任にあたらせることとした⁷⁸。

堺市は、公園整備における事業財源の不足と管理の不

自由のなかでも、鉄道会社の競合関係を利用し、公園施設の設計案を自ら作成する立場となるように交渉を進め、都市繁栄策としての公園整備を図ろうとする堺市の案に、阪堺電車が出資するような形で契約を結ぶことに成功したのである。

(3) 阪堺電気軌道株式会社による公園施設整備

明治 45 年（1912）2 月から大正 4 年（1915）3 月までの公園地借入の契約の間、阪堺電車は堺市が策定した計画に沿うかたちで、さまざまな施設整備を行った。阪堺電車が宿院から大濱海岸まで支線を開通させた年、明治 45 年（1912）6 月に公会堂が開場した（写真-3）。公会堂は堺市が明治 35 年（1902）以来熱望していた施設であったが、ここに阪堺電車の財力をもって建設することに成功したのである。公会堂の使用規定は、一般の公開に対しては有料貸、堺市に関するものに対しては無料貸というものであり⁷⁹、当初は劇場として使用された。

大濱の海岸の海水浴場は、もともと堺市が海水浴場として整備し利用していたが、阪堺電車がさらなる施設整備を進め、長さ 75 間（約 136m）の大栈橋の建設（1912 年 7 月に竣成）と、栈橋の起点に脱衣場の設置を行った。栈橋先端には約 400 坪（約 1320 平米）の広場を設け、テントを張り、数十のベンチを置き、ビール水菓子等の売店を設けた⁸⁰。大正 2 年（1913）の夏には、栈橋付近の海中に電気仕掛けの大噴水三個を設け、夜間には電飾が壮観を呈し、「栈橋上は連夜雑沓を呈し居れり」という様であった⁸¹。

阪堺電車は大正 2 年（1913）1 月に潮湯を開業させ（1912 年 7 月に新設許可）、同年 10 月には家族湯を新設した⁸²。これらの整備によって大濱公園は盛況期を迎えた。公会堂と潮湯の設計は、ともに辰野金吾と片岡安の協働によるものである⁸³。日本を代表する建築家を登用し、非常に大規模で意匠にも優れた建築が実現したことからも阪堺電車の経営姿勢が伺える。片岡安は、阪堺電車社長片岡直輝の実弟である片岡直温（日本生命保険第二代社長、大蔵大臣）の養嗣子で、後に大阪商工会議所の会頭となる（1940-43 年）人物であり、阪堺電車とは因縁浅からぬものがあったことも指摘されている⁸⁴。この潮湯の開業直後の様子は、新聞記事に「阪堺電車は午後 7、8 時頃に至れば乗客多からざりしに潮温泉開場以来は終電車になるも殆んど立錫の地なき程となり従って大濱の料亭も例年の正月に会て見ざる程の繁昌を呈したり⁸⁵」とあり、その繁昌が伺える。

さらに、新たに設けられた施設として堺市商品陳列所がある。内国博開催後の明治 39 年（1906）10 月に、堺市は堺大濱の水族館構内に商品陳列所を開設したが、阪堺電車開通後に各種施設を整備した結果、視察・遊覧客



図-7 「大濱公園地實測圖（縮尺六百分之一）」⁸⁴⁾（堺市博物館所蔵，259.0cm×131.5cm）（原図をトレース，縮尺を加筆）



写真-3 大正期の堺大濱の景観，左：堺大濱公会堂，中：大濱潮湯，右：商品陳列館（絵葉書資料館所蔵）

数が増加したため，大正3年（1914）の市会において新築を議決し，御大典記念事業として大正3年10月に起工し，翌4月に公開した⁸⁴⁾。創設費用は14,588円80銭で，その後大正8年に増築した⁸⁵⁾。

(4) 大正期の大濱公園の景観

明治末から大正期にかけての大濱公園の状況は，当時の絵葉書や図面にみることができる。なかでも堺市博物館所蔵の「大濱公園地實測圖⁸⁴⁾」（図-7）は，縮尺六百分の一で公園内施設の詳細が記録されており，これをもに当時の公園空間を復元することが可能である。本図の作成年の記録は残っていないが，潮湯が描かれているので大正元年（1912）以降であり，また南公園内には「菊人形館」と表記のある施設があるが，菊人形館の営業期間は1916-1923年であることから，この頃に作成されたものとみてよいだろう。

大濱通四丁（南公園および官有地）には料理店や旅館が並び，南・北公園や南新公園には別荘とみられる建造物が散在している。南・南新公園だけで料理店・旅館・茶屋もしくは別荘地とみられる建物が63棟認められ，同じく北公園では32棟認められる。前述した通り，南新

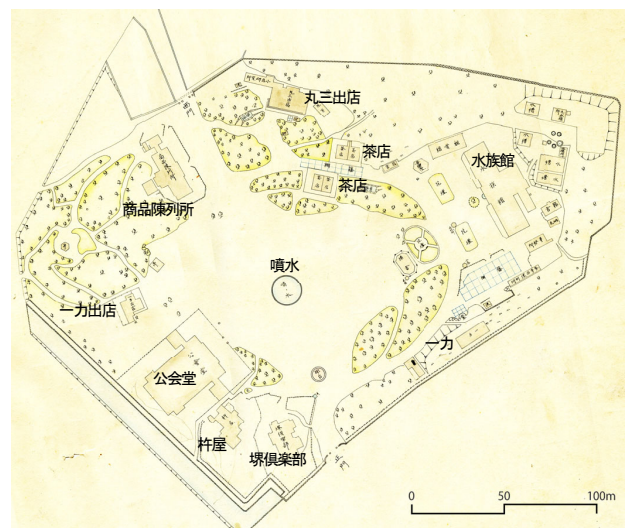


図-8 「堺市水族館庭園配置實測圖」（堺市建設局所蔵）
（年代不詳，原図縮尺六百分一，原図に筆者加筆）

公園では別荘地とみられる建物が確認できる。

大正元年（1912）10月に報じられた阪堺電車による公園改良計画は，二個の淡水池と築山を設け，園内に貝類館，商品館，さらに南部にはベースボールグラウンド，自転車競技場，テニスコート等を設けるといったもので



写真4 昭和初期の大濱公園の景観（昭和4年頃，堺市役所所蔵）

あった⁸⁹⁾。実測図から確認出来る範囲では、これらのうち商品陳列所、大正3年にできた貝人形観覧のための龍宮殿（大正5年に菊人形館となる）、グラウンドなどが実現している。また、大正から昭和初期にかけてのものとみられる「堺市水族館庭園配置實測圖」（図-8）には、公会堂の東に「杵屋」と「堺倶楽部」の記載があり、また一力や丸三の出店のほか、いくつかの茶店が設けられていた様子が分かる。杵屋は阪堺電車によって計画されたホテルであり、堺倶楽部と合わせて大正期に建設されたという⁹⁰⁾。さらに、昭和4年（1929）頃の撮影とされる写真（写真-4、堺市役所所蔵）からは、公園内に近代の洋風建築が点在する景観と、和風の料亭群の町並み、さらには周辺の民有地の町並みがみてとれる。また、堺市街から大濱通りを経て、水族館庭園の正門、西門、大濱潮湯を貫く直線の歩行者動線軸も認められる。

(5) 堺市と阪堺電気軌道の公園地貸借契約の解除

明治45年（1912）2月の堺市と阪堺電車の公園地借入契約以降、公衆の用を満たす公園の設備拡充を求める堺市と、自社の営利を重視する阪堺電車の両者の間で、公園経営に対する考え方にずれがあったことが、当時の新聞報道に認められる。たとえば、明治45年1月、契約を見越して水族館庭園内の公会堂建築工事が進捗しているなか、堺市は阪堺電車に春に向けた樹木栽培準備の交渉をしたところ、未だ手がつけられていない家屋の取除きを口実に、その準備をしようとしないうかが報じられている⁹¹⁾。またその後も、植木一本さえ植え付ける様子もなかったことから、堺市当局は同社に注意を促したが、市会議員のなかには契約期間内に公園自体の改良に着手しない場合、契約を取消すといった協議もなされるほどであった⁹²⁾。

堺市と阪堺電車の公園経営の考えの相違が表出したのが、大濱北公園をめぐる一連の論争である。北公園につ

いても、阪堺電車に貸与契約をしていたものの、全く設備が加えられていなかった。新聞はその理由に、北公園が南海鉄道の堺停車場に近いことを挙げているが⁹³⁾、これに対し鈴鹿通高ら堺市会議員は、大濱北公園に設備を大正2年12月末までに為さない場合、阪堺電車に対して堺市公園の設備経営の委任契約を解除するという旨の建議案を市会に提出し可決した⁹⁴⁾。これに対して阪堺電車は、堺市との契約には、工事着手の期日は定めているものの、工事完了の期日は定めていないと反論した。また、公園貸与の契約が前堺市会の決議に基づいて市理事者と会社の間に締結したものであったため、その際の契約に違反しない限りは契約解除を断行できないことや、万が一訴訟となっても堺市側の敗訴が見込まれることがこの問題を複雑にした⁹⁵⁾。さらに、契約違反の条項がないにもかかわらず阪堺電車に契約解除を断行すれば、これまでに会社が投じた経費を市に要求することとなる恐れがあった。

それでも市会の強硬派は、公園経営の契約をした以上、料亭の繁栄を助けるのが当然であるにもかかわらず潮湯温泉付近の会社の利益本位の経営に終始していることを挙げ、契約解除を要求した⁹⁶⁾。一方、一部の議員は、このまま阪堺電車との関係を悪化させ、南公園の工事を遅滞させる自体となれば、「却つて堺市の振興を妨ぐる」と危惧した⁹⁷⁾。結果的には、大正4年（1915）3月に堺市会は阪堺電車との間に締結している契約を実質的に解除することを議決した。この議案「阪堺電気軌道株式会社ト締結セル契約変更ノ件⁹⁸⁾」には「覚書⁹⁹⁾」が添えられている。

ここに、阪堺電車は大濱北公園ならびに大濱南公園の経営から手を引くこととなった。その理由の一つとして、阪堺電車の利益を生む集客施設である大栈橋と潮湯の敷地が公園外の官有濱地にあり、公園の契約を解除されようが会社としてはそれほど損害を被ることはなかったこ

とがあったことも報じられている⁹⁾。

その後、大濱公園の経営は再び堺市が行うこととなったが、阪堺電車が経営する一部の施設については、阪堺電車が南海鉄道と合併（1915年3月契約）して以降は、南海鉄道が経営することとなった。南海鉄道は、潮湯の屋外に子供運動場を設け、菊人形館（1914年4月龍宮殿建設、1923年7月売却閉館）や大濱少女歌劇（1924年10月に誕生）を経営、劇場を新設（1928年7月）するなど、大濱公園発展に貢献したが¹⁰⁾、一方で公会堂は南海鉄道の経営から外れ、大正15年（1926）5月に市営に移すなど、以前ほどには大濱公園への積極的な投資はみられなくなった。これについては、阪堺電車と南海鉄道の競合関係の解消が大濱公園の開発圧力を減じさせたこと、経営主体となった堺市の財力の不足なども要因であろう。

5. 結語

堺大濱では、明治半ば以降、堺市および阪堺電気軌道株式会社による公園地経営が進められてきた。本研究では、堺市会議録・会議録や大阪毎日新聞堺周報ならびに関連する資料をもとに、これらの主体による堺大濱の管理と経営の変遷、さらにはそれによって作り出された海浜リゾート空間の形成過程について明らかにした。具体的に明らかにした内容は以下の通りである。

堺市は、市町村制施行直後より、堺公園地の市への移管を大阪府に稟請し、その貸地代を堺市の収入とするともに自治的な公園経営を積極的に求めた。明治29年より陸軍省の旧砲台地（官有地）を借り受けて市営の遊園地として経営を開始し、公園施設の完備にあたった。その後、明治36年の内国勸業博覧会を契機とする水族館および水族館庭園周辺の整備と隣接地への公園拡張を進めた。水族館庭園の設計は造園の大家、福羽逸人に依頼し、予算上の制限から仏蘭西式庭園を採用した。この頃から堺市において公会堂や商品陳列所の設置が構想され始め、大西堺市長も大濱公園の整備を堺市全体の盛衰に関わる事業と位置づけるなど、商工都市としての発展、物資の集散地としての地位回復を目指す堺市において、公園は中心的な集客施設として位置づけられた。

明治30年代以降、南海鉄道が経営する濱寺公園との客の奪い合いが激化し、大濱公園の衰退による堺市の衰退を危惧した堺市会はさらなる公園拡張と整備の充実に努めようとしたが、堺市の財源不足により公園改良の進捗は遅れ、そのようななか、南海鉄道と旅客誘致上競合する立場となる阪堺電気軌道株式会社（明治43年設立）が公園経営への参画を願い出た。このとき、堺市は、両社の競合関係を利用し、公園施設の設計案を自ら作成す

る立場となるように交渉を進め、堺市の施設計画案に阪堺電車が出資するような形で契約を結ぶことに成功した。その後、阪堺電車は、公会堂、潮湯、商品陳列所など、市の中核的施設を積極的に建設し、運営した。公会堂と潮湯の設計を当時の日本を代表する辰野片岡事務所に依頼し、和洋折衷の様式のなかに個性豊かですぐれた建築的意匠の実現を図り、近代海浜リゾートとしての空間の実現を果たした。しかしその直後に大濱北公園の整備などをめぐって堺市会と阪堺電車の関係が悪化し、大正4年には公園設備運営の委任契約は解除されることとなった。

以上、明治大正期の堺市大濱公園の公園経営と施設整備の変遷を示した。市民による空間利用の実態の把握、大正後期以後の公園改良及び公園地整理については今後の課題として残された。

謝辞：本研究の遂行において堺市大浜公園事務所、堺市建設局公園緑地部梅田昭司氏には多大なご協力を頂き、堺市博物館、堺市役所議会図書室、堺市立図書館、堺市総務局行政部法制文書課には有用な資料の提供を頂いた。ここに厚く謝意を表する。

補注

- (1) 昭和2年11月時点の調査による。旅館料亭は一力楼、同旅館部、茅海楼、丸三楼、川芳楼、丸辰楼、丸萬楼、大濱ホテル、南海倶楽部（以上南公園）、松波楼、丸屋（以上北公園）など。運動場は南公園（1500坪）と水族館庭園（500坪）に設置。（堺市編：堺市案内記、堺市、1928）
- (2) 史料「公園貸地規則」（明治22年12月18日、議案第65号）

第一条 盆素行園内を使用線と浴するものはその使用の目的及び一坪数建築の模様など詳細図面を層へ辞書借用の儀市長へ出願許可ヲ受クベシ。但建築ニ係ルモノハ落成ノ上届出審査ヲ受クベシ

第二条 公園ハ衆庶借楽ノ場所ナルヲ以テ建築ハ可成清潔ヲ要シ風景ヲ不損様注意スベシ

第四条 第一條ノ目的ヲ変ジ又ハ建築物ヲ増設変更ナントスル時ハ更ニ許可ヲ受クベシ

第七條 借地人ハ公園費トシテ左ノ金額ヲ納ムベシ但十五日以前許可ノ者ハ全月分十六日以後ノ者ハ半月分ヲ納ムベシ其返地モ十五日前後ヲ以テ計算ス

一 大濱通四丁ハ 一坪ニ付 一ヶ月 金一錢五厘

一 吾妻橋通四丁ハ 一坪ニ付 一ヶ月 金一錢

（以上、全十二條の一部抜粋）
- (3) 川崎篤三郎は 堺市櫛屋町の乾物問屋、商工会議所の会員であり、高野鉄道の発起人でもある。
- (4) 史料「公園貸地規則」（全15條、明治29年3月9日提出）（堺市会議案第13号「公園貸地規則改正ノ件」）

第一条 公園内ノ地所ヲ貸與スルハ市参事会ニ於テ衆庶ノ借楽ニ供シ若クハ遊覽者ノ便益ト認ムル營業ニ限ル。但場所ニヨリ本文營業外ト雖モ借地ヲ許スコトアルベシ

第二条 公園内ノ地所ヲ使用セントスル者ハ其地ノ位置坪数及使用ノ目的並ニ建物ノ模様等詳細ノ図面ヲ作り本市住民ニシテ戸主タル者ヲ保証人トシ市参事会へ願出ツ

ベシ

第六條 園内ノ使用ヲ許スハ第一條ノ目的ニアルヲ以テ
一切ノ建築物不潔又ハ風致ヲ損スルト認ムルトキハ其建
築物ノ修繕改築若クハ取払ヲ命スルコトアルヘシ
(他省略)

- (5) 史料「園地取締規則」(明治29年3月9日提出, 堺市会議案第12号「園地取締設置ノ件」)
一 園地風致ニ関シ注意事
一 園地ニ関シ意見アルトキハ市参事会へ具申スル事
一 園地掃除夫ヲ指揮監督スル事
- (6) 史料「公園貸地規則中改正」(明治30年3月4日提出)
(堺市会議案第18号「公園貸地規則中改正之件」)
大濱通四丁 一坪ニ付一ヶ月 金三銭
吾妻橋通四丁 一坪ニ付一ヶ月 金式銭
一カ年末満ノ臨時貸地ハ前項金額ノ二倍ヲ納ムベシ
- (7) 片岡安「大阪辰野片岡事務所の事業」建築雑誌348号, 日本建築学会, pp.841-847, 1915. によれば, 事業内容は以下の通りである.
堺市公会堂(木骨造, 建坪296.52坪, 明治44-大正元年, 設計及び監督), 堺大濱潮湯(木骨造, 建坪284.00坪, 大正元年, 設計及び監督), 大濱潮湯拡張建物(日本建, 建坪139.00坪, 大正2年, 設計及び監督). 但し括弧内は, 構造, 建坪, 工事年月, 担任の順.
- (8) 吉田豊: 絵図でみる堺港, 堺研究 第33号, 堺市立中央図書館, 2011. に図面が掲載されているのが初出である. 但し図面のみの掲載で解説はない. 吉田氏(堺市博物館)によると, 本図面は堺市大浜公園事務所のものであった.
- (9) 史料「阪堺電気軌道株式会社ト締結セル契約変更ノ件」(議案第18号, 大正4年3月10日議決)中「覚書」
一. 堺市ガ将来北公園ニ於テ公園的設備ヲ為ス場合ハ双方経費ヲ折半負担スルモノトス 但経費ヲ折半負担スル場合ニ於テハ其設備ニ対シ会社ト協議スルモノトス
一. 会社カ水族館敷地内ニ建築スヘキ娯楽場ハ来ル大正5年3月末日迄ニ竣工セシムルモノトス
一. 会社カ将来大濱公園及水族館敷地内ニ家屋ヲ建設シ会社カ営利ノ為メ他ニ賃貸スル場合ハ所定ノ土地使用料ヲ市ニ納付スルモノトス
一. 会社ハ来ル3月末日迄ニ大濱南公園ノ手入ヲ為シ市ハ来ル4月1日ヲ以テ該公園ヲ引継クモノトス
右協定ノ證トシテ本書ニ通ヲ作成シ両者各一通ヲ保有スルモノトス
堺市長 熊野秀之輔
阪堺電気軌道株式会社
取締役社長 片岡直輝

参考文献

- 1) 前島康彦: 東京公園史話, 東京都公園協会, p.74, 1989.
- 2) 丸山宏: 近代日本公園史の研究, 思文閣出版, p.245, 1994.
- 3) 佐藤昌: 日本公園緑地計画発達史 上巻, 都市計画研究所, p.118, 1977.
- 4) 高橋理喜男: 中ノ島公園の歴史的考察(その2), 造園雑誌, Vol.26, No.1, pp.19-26, 1962.
- 5) 高橋理喜男: 天王寺公園柵外地に関する研究, 造園雑

誌, Vol.27, No.2, pp.10-17, 1964.

- 6) 前掲2), p.257.
- 7) 堺市編: 堺市案内記, 堺市, 1928.
- 8) 堺市編: 堺市史 第三巻, 堺市, 1930.
- 9) 堺市編: 堺市史 第七巻 別編, 堺市, 1931.
- 10) 南海鉄道株式会社編: 南海鐵道發達史, 南海鐵道, 1938.
- 11) 堺市編: 摘要堺市史, 堺市, pp.135-136, 1931.
- 12) 鈴木勇一郎: 近代日本の大都市形成, 岩田書院, 2004.
- 13) 鈴木勇一郎: 近代大都市の郊外行楽地と私鉄—大阪住吉を中心に, 交通史研究, Vol.61, pp.71-85, 2006.
- 14) 貝澤武史: 昭和初期における大都市圏郊外電気鉄道の遊覧地開発—阪和電気鉄道を事例として, 空間・社会・地理思想, Vol.11, pp.19-43, 2007.
- 15) 橋爪紳也: 海遊都市—アーバンリゾートの近代, 白地社, 1992.
- 16) 大阪毎日新聞堺周報 1902年1月2日付.
- 17) 南海鉄道株式会社: 南海沿線厚生施設篇, 南海鐵道, 1941.
- 18) 中井正弘: 旧堺港周辺—歴史探訪—, 神明神社, 2000.
- 19) 堺市立中央図書館所蔵, 最新版 堺名勝絵葉書, 大正頃(年代不詳).
- 20) 明治22年堺市会決議録, 1889年10月, 堺市役所議会図書室所収(以下同様).
- 21) 明治22年堺市会決議録, 1889年11月10日.
- 22) 大阪府内務部: 大阪府会史 第一編, 大阪府, pp.120-122, 1900.
- 23) 明治22年堺市会決議録, 1889年12月18日.
- 24) 明治25年堺市会決議録, 1892年5月26日.
- 25) 前掲8), pp.1061-1062.
- 26) 堺市博物館編: 堺と三都, 堺市博物館, 1995.
- 27) 明治24年堺市会決議録, 1891年5月8日.
- 28) 明治28年大阪府堺市会決議録第一, 1895年2月19日.
- 29) 富本長洲著: 大浜ノ公園地ニ遊フ記, 地理歴史勝地記文, 又間精華堂, 1900.
- 30) 農商務省: 第五回内國勸業博覽會事務報告 下巻, 農商務省, 1904.
- 31) 明治32年堺市会決議録, 1899年12月15日.
- 32) 明治34年堺市会決議録, 1901年9月14日.
- 33) 大阪毎日新聞堺周報 1902年6月22日付.
- 34) 大阪毎日新聞堺周報 1902年10月20日付.
- 35) 明治35年堺市会決議録, 達一第五三号, 1902年10月10日付.
- 36) 石川幹子: 福羽逸人 近代園芸学の祖, ランドスケープ研究, Vol.58, No.1, 日本造園学会, pp.5-8, 1994.
- 37) 大阪毎日新聞堺周報 1902年3月2日付.
- 38) 井上吉太郎編: 第五回博覽會紀年写真帖, 三和印刷店, 1903.
- 39) 前掲30), p.112.
- 40) 大阪毎日新聞堺周報 1902年1月19日付.
- 41) 大阪毎日新聞堺周報 1902年7月14日付, 8月25日付.
- 42) 大阪毎日新聞堺周報 1902年10月13日付.
- 43) 大西五一郎, 宮本通義: 堺市繁榮政策, p.43, 1905.
- 44) 前掲43), pp.29-31.
- 45) 大阪毎日新聞堺周報 1908年4月17日付.
- 46) 大阪毎日新聞堺周報 1904年1月21日付.

- 47) 大阪毎日新聞堺周報 1905 年 8 月 1 日付.
- 48) 大阪毎日新聞堺周報 1906 年 12 月 11 日付.
- 49) 大阪毎日新聞堺周報 1906 年 10 月 26 日付.
- 50) 大阪毎日新聞堺周報 1907 年 3 月 26 日付.
- 51) 明治 39 年堺市会決議録, 1906 年 12 月 13 日, 議案第八十九号.
- 52) 大阪毎日新聞堺周報 1908 年 7 月 29 日付.
- 53) 小葉田淳編: 堺市史 続編第二卷, 堺市役所, pp.342-352, 1971.
- 54) 大阪毎日新聞堺周報 1910 年 7 月 17 日付.
- 55) 大阪毎日新聞堺周報 1910 年 10 月 25 日付.
- 56) 大阪毎日新聞堺周報 1909 年 4 月 9 日付.
- 57) 下村弘: 大浜「一力樓」のこと, 堺人第 2 号, 堺泉州出版会, p.47, 2004.
- 58) 大阪毎日新聞堺周報 1909 年 4 月 9 日付.
- 59) 大阪毎日新聞堺周報 1909 年 9 月 1 日付.
- 60) 大阪毎日新聞堺周報 1909 年 8 月 17 日付.
- 61) 大阪毎日新聞堺周報 1909 年 4 月 9 日付.
- 62) 大阪毎日新聞堺周報 1909 年 6 月 1 日付.
- 63) 大阪毎日新聞堺周報 1909 年 9 月 9 日付.
- 64) 大阪毎日新聞堺周報 1909 年 5 月 13 日付.
- 65) 大阪毎日新聞社: 日本交通分県地図 大阪府, 大阪毎日新聞社, 1923.
- 66) 阪堺電気軌道株式会社編: 阪堺百年, pp.21-22, 2001.
- 67) 南海電気鉄道株式会社 編: 南海電気鉄道百年史, 南海電気鉄道, pp.167-169, 1985.
- 68) 大阪毎日新聞堺周報 1910 年 10 月 13 日付.
- 69) 大阪毎日新聞堺周報 1910 年 10 月 25 日付.
- 70) 大阪毎日新聞堺周報 1910 年 11 月 9 日付.
- 71) 大阪毎日新聞堺周報 1911 年 2 月 21 日付.
- 72) 石川辰一郎: 片岡直輝翁記念誌, 大空社, pp.236-237, 1928.
- 73) 大阪毎日新聞堺周報 1911 年 4 月 25 日付.
- 74) 大阪毎日新聞堺周報 1911 年 7 月 9 日付.
- 75) 大阪毎日新聞堺周報 1911 年 8 月 29 日付.
- 76) 前掲 8), p.1063.
- 77) 前掲 10), p.381.
- 78) 前掲 10), p.382.
- 79) 大阪毎日新聞堺周報 1922 年 7 月 21 日付.
- 80) 大阪毎日新聞堺周報 1923 年 7 月 13 日付.
- 81) 前掲 10), pp.383-385.
- 82) 前掲 67), p.202.
- 83) 大阪毎日新聞堺周報 1913 年 1 月 17 日付.
- 84) 堺市商品陳列所編: 堺市商品陳列所要覧 大正 12 年報, 堺市商品陳列所, p.1, 1924.
- 85) 堺市商品陳列所編: 堺市商品陳列所要覧 大正 8 年報, 堺市商品陳列所編, 1920.
- 86) 大阪毎日新聞堺周報 1912 年 10 月 17 日付.
- 87) 大阪毎日新聞堺周報 1912 年 1 月 29 日付.
- 88) 大阪毎日新聞堺周報 1912 年 8 月 17 日付.
- 89) 大阪毎日新聞堺周報 1913 年 4 月 21 日付.
- 90) 大阪毎日新聞堺周報 1913 年 6 月 29 日付.
- 91) 大阪毎日新聞堺周報 1913 年 6 月 29 日付.
- 92) 大阪毎日新聞堺周報 1913 年 7 月 5 日付.
- 93) 大阪毎日新聞堺周報 1913 年 7 月 9 日付.
- 94) 堺市会会議録, 1915 年 3 月 10 日, 議案第十八号「阪堺電気軌道株式会社ト締結セル契約變更ノ件」.
- 95) 大阪毎日新聞堺周報 1913 年 7 月 5 日付.

(2014.5.7 受付)

THE FORMATION PROCESS OF THE SEA RESORT, OHAMA PARK, IN SAKAI CITY IN MODERN TIMES

Masaaki MURAKAMI, Keita YAMAGUCHI and Masashi KAWASAKI

In early-modern times, Sakai city and the Hankai Tramway managed Ohama Park. This paper describes the formation process of Ohama park and its built environment by using historical documents as an official record of the municipal assembly and newspaper, maps, photographs and so on. Sakai city borrowed a national land and managed it as an amusement park, and rented the land to make the maintenance and operation cost. Later Sakai city aimed to develop the park with a national industrial exhibition as an opportunity and expanded the park several times. Sakai City had succeeded to collaborate with Hankai Tramway Co., Ltd., that competed with the Nankai Electric Railway, for the park management. and Hankai Tramway Co., Ltd. built the park facilities with an agreement on making a park plan with Sakai city. Though the agreement broke down on the ground of differences of management policies, Ohama park furnished the modern resort facilities and was thronged with people.